

## はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧に かかる療養費の支給について

### 1. 申請方法

- ① 施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- ② 施術者等に施術内容欄、施術説明欄の証明を受けます。(療養費支給申請書内に記載)
- ③ 以下の書類を揃え、健康保険組合にご提出ください。

『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者(被保険者)」が記入をします。

なお、当健康保険組合は申請者(被保険者)以外の口座に給付金を支払いませんので委任欄は記入しないでください。

『領収書原本』(全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの)

『医師の施術同意書(原本)』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。

また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

『施術報告書(写し)』(2019年6月施術分より)

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

用紙は組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

## 2. その他注意事項

※暦月ごとに申請してください

※療養費支給申請書及び添付書類（医師の施術同意書等）は平成 30 年 6 月 20 日付け保医発 0620 第 1 号に基づくもの（当組合 HP からダウンロード可）をご使用頂きますようお願い申し上げます。

※当健康保険組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より 2～3 ヶ月後となります

## 3. 留意事項

- 2019 年 6 月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。

お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。

- 申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健康保険組合ホームページをご確認ください。

以上

-----お問い合わせ-----

神戸機械金属健康保険組合 業務課

☎078-360-5131